

保険料の軽減について

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和 7 年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準（ <u>部分は年金・給与所得者の数が 2 人以上の場合に計算します</u> ）	軽減後の均等割額
7 割 (医療分は 7.2 割)	基礎控除額(43 万円) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	14,900 円/年
5 割	基礎控除額(43 万円) + 31 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	26,840 円/年
2 割	基礎控除額(43 万円) + 57 万円 × (被保険者数) + 10 万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)	42,950 円/年

保険料の軽減について

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和 7 年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。

- ※65 歳以上（令和 8 年 1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに 15 万円（高齢者特別控除）を差引いた額で軽減判定の所得を計算します。
- ※年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得のある方（給与収入が 55 万円超）または公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和 8 年 1 月 1 日時点で 65 歳以上は 125 万円超、65 歳未満は 60 万円超）の数です。

岡町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

町営有料駐車場の利用について

越生町では、町内に有料駐車場を開設しております。
下記の駐車場では空きがあり、町民の方をはじめ、町外にお住まいの方でもご利用できます。また通勤や通学時の駐車場としてもご利用になれます。

名 称	駐車 台数	空き 台数	月額利用料 (円)	場 所	位 置
法恩寺北側駐車場	20	13	3,500 円	越生町大字越生 706-1	越生駅徒歩 5 分
新宿駐車場	5	3	3,500 円	越生町大字越生 994-2	越生駅徒歩 7 分
本町駐車場	10	4	4,500 円	越生町大字越生 798-1	越生駅徒歩 3 分
合 計	35	20			

※令和 8 年 6 月 1 日現在

○募集

利用を希望する駐車場が空いている場合は、随時お申し込みいただけます。
先着順となりますので、ご希望に添えない場合もあります。
○駐車区画
普通自動車区画
場所により、小型トラックが可能な区画もあります。

○利用者

利用者に制限はありません。
町外にお住まいの方、法人の方もご利用できます。

岡企画財政課 管財担当 ☎内線 226

後期高齢者医療制度からのお知らせ

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を 7 月中旬に送付します

「資格確認書」は、令和 6 年 12 月 2 日から健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴い発行されることとなった健康保険証に代わる書類（カード型）です。この「資格確認書」を医療機関等に提示いただくことで、これまでどおり医療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）の読み取りができなかった場合に健康保険の資格を確認するための書類です。この場合「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードと一緒に提示いただくことで、これまでどおり医療を受けることができます。

（「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんのでご注意ください）
マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、お持ちでない方には「資格確認書」を 7 月中旬に郵送いたします。

令和 8 年 8 月 1 日以降はマイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証で、お持ちでない方は「資格確認書」で受診等をしていただくこととなります。

なお、85 歳以上の方につきましてはこれまで同様、マイナ保険証の保有状況に関わらず、被保険者全員の方に「資格確認書」をお送りします。

※有効期限が切れた資格確認書類は町民課窓口までお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

令和 8 年度の後期高齢者医療保険料（率）について

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年中の所得に応じて負担していただく「所得割額」と被保険者全員が等しく負担していただく「均等割額」の合計額をもとに、4 月から翌年 3 月までの 12 か月分が被保険者一人ひとりに賦課されます。

令和 8 年度の保険料率は次のとおりとなります。

